

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 5 年 8 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業期間 令和 5 年 9 月 26 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 唐津市全域、多久市全域、伊万里市全域及び武雄市全域